

コンタクトレンズにかかる診療費について

1. 初診料は 291 点、外来診療料は 76 点、コンタクト検査料 1 は 200 点です。
2. 初回は初診料、2 回目以降は外来診療料になります。
上記に診療はコンタクトレンズの処方又は経過観察の場合にのみ当てはまるもので、厚労省が定めた保険点数です。

◆コンタクトレンズの装用のために受診された方でも、厚労省が定める疾患のある場合は通常の保険点数になります（例えば弱視、不同視、円錐角膜、緑内障、高眼圧症、網膜硝子体疾患、術前術後、度数のない治療用コンタクトやコンタクトレンズの装用を中断する必要がある場合など）

◆なお治療を要する場合は別途費用がかかります。

◆不明な点がございましたら遠慮なくお尋ね下さい。

担当医師の眼科診療経験

- ・ 竹林俊朗 医師 1993 年より眼科医療に従事
- ・ 孫偉英 医師 2018 年より眼科医療に従事
- ・ 矢井田真理 医師 2020 年より眼科医療に従事
- ・ 田淵仁志 医師 2002 年より眼科医療に従事

2025 年 1 月
姫路聖マリア病院